

所得税・市県民税の申告相談が始まります



市県民税の申告
所得税の還付申告 **2月1日(月)～3月15日(月)**
所得税の確定申告 **2月16日(火)～3月15日(月)**

税務課 ☎(45)6217
半田税務署 ☎0569(21)3141

申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方

- ① 主な収入が公的年金で次のいずれかに該当する方
 - 公的年金の収入が400万円を超える方
 - 公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ② 主な収入が給与で次のいずれかに該当する方
 - 給与の収入が2000万円を超える方
 - 給与と所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
 - 給与と2力以上から受けている方で、年末調整をしなかった給与の収入額と給与と所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ③ 営業所得・農業所得・不動産所得・譲渡所得・一時所得などがある方で、令和2年中の所得金額の合計から所得控除額の合計を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方

確定申告で納めた税金が戻る方

- ① 公的年金収入が400万円以下で源泉徴収された所得税が過大になっている方
- ② 給与と所得で年の途中で退職後、再就職せず、年末調整を受けなかった方
- ③ 給与と所得で年末調整後、源泉徴収税額があり、次のいずれかに該当する方
 - 医療費控除を受ける方
 - 寄附金控除を受ける方
 - 住宅ローンを利用して住宅を購入するなどし、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

申告に必要なものリスト

全ての方が必要なもの

- 個人番号カード(マイナンバーカード)
 - 市役所・半田税務署(住吉福祉文化会館)で申告する方は提示のみ。それ以外の会場で申告する方はコピーの添付が必要。
 - マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(※1)と身元確認書類(※2)が必要。
 - ※1 通知カード(記載事項に変更のないもの)・住民票の写し・住民票記載事項証明書(いずれも個人番号の記載があるものに限る)
 - ※2 運転免許証やパスポートなど
- 印鑑(朱肉を使うもの・認印可)
- 金融機関口座番号がわかるもの(所得税の還付が発生した際に必要)
- 「確定申告のお知らせ」のハガキ(税務署から送られてきた方のみ)

該当する場合に必要なもの

- 給与・公的年金の源泉徴収票(令和2年分のもの)
- 完成している収支内訳書(青色申告の方は市役所で受付不可)
- その他収入に係るもの(配当の支払通知書・保険会社などからの一時金支払証明書など)
- 配偶者の所得の分かるもの(配偶者控除・配偶者特別控除を受ける方のみ)
- 社会保険の領収書または支払証明書(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)
- 生命保険料・地震保険料などの保険料控除証明書
- 医療費控除の明細書
- 寄附金の受領証など(ワンストップ特例を申請した方も併せて申告する必要あり)
- その他控除に係るもの(障害者手帳・学生証など)

Information

医療費控除を申告する方へ

医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費控除の明細書を領収書・医療費通知を元に作成してからお越しください。※医療費の領収書のみを提出しても控除を受けることはできません。※「医療費通知」の添付で、医療費控除の明細記載の省略可。診療内容や診療月により、通知に明細が記載していない場合がありますのでご注意ください。※「医療費控除の明細書」は、国税庁ウェブサイトにて用意しています。

新型コロナにより中止したイベントの子チケット払い戻しをしない方へ

新型コロナ対策のため、中止・延期・規模の縮小が行われた文化芸術・スポーツイベントの子チケット払い戻し請求を行わなかった場合、所得税・個人市県民税の寄附金控除・寄附金税額控除を受けることができます。詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。 2021.1

市役所2階会議室の申告相談会場

申告相談の流れ

会場は換気のため、寒くなっています。マスクを着用し、暖かい服装で原則1人でお越しください。

- STEP 1 受付番号の取得
 - ※当日の7:30から会場前の受付で配布(先着順・受付数に上限あり・時間指定不可)。当日の受付番号取得状況は、市ウェブサイトをご覧ください。
 - ※検温・手指消毒を実施(37.5度以上の方は入場不可)。
- STEP 2 指定時間に会場へ
 - ※指定時間まで入場不可。
 - ※検温・手指消毒を実施(37.5度以上の方は入場不可)。
- STEP 3 書類チェック・本人確認
 - ※本人確認書類は提示のみ(原本必携・コピー不要)。
- STEP 4 本人確認・利用者識別番号の発行
- STEP 5 申告相談・申告書の作成へ

新型コロナ対策のため、市役所での申告相談は30分ごとの定員制で実施。

※例年の受付方法と異なりますので、ご注意ください。

対象	日にち	時間
● 市県民税の申告 ● 所得税の還付申告	2月1日(月)～15日(月) (土・日・祝日は除く)	9:00～16:30 (30分ごとの定員制)
● 市県民税の申告 ● 所得税の確定申告A・B (Bは収支内訳書が完成している方のみ)	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝日は除く)	

- ※初日と週の始めは大変混み合います。年金所得や給与所得のみの方は、2月1日(月)～15日(月)の相談をおすすめします。
- ※近隣の商業店舗施設の駐車場などへの駐車はお控えください。
- ※3月1日(月)～5日(金)は、税理士による無料相談を実施。
- ※外国人の確定申告は、ケースによって作成指導できない場合があります。
- ※受け付けた申告内容を電子で税務署に送信するため、全ての方に利用者識別番号を取得してもらいます。
- ※次に該当する項目は、当会場では作成指導ができません。住吉福祉文化会館の申告会場で相談してください。
 - 営業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書の作成に関すること
 - 青色申告
 - 株式・土地などの譲渡所得、山林所得、損失の繰り越しの申告、贈与税・消費税の申告
 - 住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告
 - 過年分の確定申告(令和元年分以前の申告・修正申告・更正の請求)

市役所以外の申告相談会場

※混雑の状況により、受付を早めに締め切ることがあります。
※住吉福祉文化会館は、新型コロナ対策のため、整理券を用いて会場内へ案内します。整理券は当日会場配布またはオンラインで事前発行。詳細は、国税庁ウェブサイトでご確認ください。

場所	対象	日にち	時間
住吉福祉文化会館 (住吉神社内・半田市宮路町)	● 住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告(※1) (一定の要件に該当する方のみ)	2月10日(水)～15日(月)(土・日・祝日は除く) (都合が悪い方は、2月16日(火)～3月15日(月)でも相談可)	9:00～16:00
げんきの郷あぐりカレッジ あすなろ舎大会議室	● 所得税・消費税などの確定申告(※2)	1月18日(月)～3月30日(火)(※4) (土・日・祝日は除く、2月21日・28日は開設)	9:30～12:00 13:00～16:00
東海市立商工センター	● 所得税・消費税などの確定申告(※3)	2月19日(金)・22日(月)・24日(水)	9:30～12:00 13:00～16:00
	● 所得税・消費税などの確定申告(※3)	2月18日(木)～26日(金)(土・日・祝日は除く)	9:30～12:00 13:00～16:00

- ※1 事前に名古屋国税局ウェブサイト「住宅借入金等特別控除チェック表」で適用要件・必要書類をご確認ください。要件に該当した方で医療費控除対象の方やふるさと納税のある方(ワンストップ特例の申請をした方を含む)は、併せて申告が必要。
- ※2 期間中は、半田税務署内で申告書の作成指導は行いません。住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮ください。
- ※3 譲渡所得・山林所得・贈与税の申告は相談対象外。消費税の申告は、所得・帳簿などの状況により住吉福祉文化会館の申告会場へ案内することがあります。詳細は、半田税務署へお問い合わせください。
- ※4 1月18日(月)～2月9日(火)・3月16日(火)～30日(火)は規模を縮小して開設。



スマホなどで簡単！自分で申告書を作ろう

- STEP 1 国税庁ウェブサイトにて「確定申告」と検索し「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
 - ※令和2年分の確定申告の作成は1月上旬から可能。
- STEP 2 申告書を作成
 - ※QRコード
- STEP 3 e-Taxで送信して提出
 - ※マイナンバーカード・ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホが必要。
 - ※マイナンバーカードがない場合は、本人が税務署へ本人確認書類を持参し、ID・パスワードの発行を受けて提出可能。
 - ※印刷での提出可。添付書類とともに市役所にある提出用の箱に持参または郵送で半田税務署(〒475-8686住所不要)へ。